

公益財団法人 SMBC グループ財団

第 2 期 事業報告

(2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日まで)

I. 事業の実施状況（いずれも公 1）

1. 基金の募集・設立・運営

公益法人としての活動初年度に当たる今年度は、寄付に関心を持つ富裕層等に対し、社会課題の現状と支援の在り方について積極的な情報提供を行いました。その結果、当財団の理念に共感いただいた寄付受け入れが実現し、以下の基金を設立し、助成事業を開始しました。

① 子どもの未来助成事業

本事業は、児童養護施設を退所した子どもたち/若者が、社会的・経済的に自立できる環境を整えるための支援を行う事業に対し、助成を実施するものです（2025 年 6 月設立）。今年度 1 回目の公募を行い、2 団体へ合計 1,500 万円の助成を実施しました。公募にあたっては財団のホームページの他、助成金の情報提供サイトにも募集要項やリンク等を掲載しました。採択団体については、当財団の WEB サイトにて公開しています。

なお、助成団体の選考については、専門性を考慮し、以下の選考委員で構成される選考委員会において選考を行いました。選考は、2025 年 8 月 25 日、27 日の 2 日間の日程で実施しました。選考委員が関係する団体からの応募があった場合には、選考委員がその選考には関わらないよう配慮しています。

＜「子どもの未来助成事業」選考委員：5 名＞

レイモンド ウォング氏、小笠原由佳氏、中嶋愛氏、橋爪麻紀子氏、渡邊文隆氏

なお、各団体からは申請にあたっては、財団にて定める個人情報等管理規程に同意を頂き、取得した個人情報については規程に沿って管理をしています。

事業の進捗および助成金の支出状況については毎年度ごとに報告を求める他、

随時必要に応じて進捗の確認を行っています。

② お世話や USHIBA 基金

若年層のメンタル不調の顕在化・孤立化が進み、市販薬のオーバードーズ等が社会課題化している現状を踏まえ、その予防や早期発見、回復のサポートを行うことを目的に設立しました（2026 年 1 月）。なお、公募開始は 2026 年 4 月を予定しています。募集要項は①の募集時と同様に、財団 WEB サイトやその他の助成金の情報提供サイトに掲載し、一定の応募要件を定めるものの、広く一般からの申請を受け付ける予定です。

③ 当初の計画として大口の寄付案件を含めて年間総額 200 億円の寄付受け入れを目指していましたが、寄付者の意向/ペースに合わせて案件化の検討を行った結果、寄付受入額の実績は 10 億円となりました。

④ 寄付獲得に向けた取り組みとして、金融機関の富裕層向け担当部署等と関係構築を行い、富裕層の寄付ニーズに関する情報提供を実施しました。その中で、株式や不動産などの非現金資産の寄付や、遺贈による寄付のニーズが高いことを確認でき、非現金資産や遺贈による寄付受入の体制を整備しました。

2. 資産の運用

今年度は「資産運用の基本方針」や「運用管理規則」等、資産運用を行うための諸規程や体制整備を実施しました。当財団の基本方針として、長期的な事業継続を前提とした資産運用を行い、運用益を公益事業の原資にすることで、当初の寄付財産の元本費消を極力回避することとしています。

受入寄付金を原資に、今年度は元本 9 億 7,500 万円で資産運用を開始しました。基本となる投資対象資産として国内債券、外国債券、国内株式、外国株式に区分し、これらの 4 資産を組み合わせた基本ポートフォリオを策定し、運用を実施しました。そして、運用開始から期末までの運用実績として、実現損益として 148 万円の運用益を計上しています。

3. 資産運用委員会の設置

資産運用規模に見合う適切なガバナンス体制を構築する観点から、運用資産総額 100 億円超を目安として、資産運用委員会の設置を検討する方針としました。

4. スタッフ・専門人材の雇用

今期末時点で、当財団のスタッフは9名（前年度末対比+8名）であり、公益事業の実施に伴い人員体制も拡大しました。寄付者の意向に沿ったより良い事業づくりのため、今後も事業の進捗及び規模に応じて増員を検討します。

5. 奨学金事業

今期は奨学金事業の開始には至りませんでした。今後、寄付者の希望に応じて、奨学金事業の運営開始を検討いたします。

6. 顕彰事業

今期は顕彰事業の開始には至りませんでした。今後、寄付者の希望に応じて、奨学金事業の運営開始を検討いたします。

7. 外部連携

行政機関や他の公益法人、企業等と公益活動にかかる情報・意見交換を行うとともに、関係構築に取り組みました。その中で、当財団の活動の設立経緯や趣旨についても適宜発信し、活動に理解や協力を得られるよう努めました。

8. 広報事業

当財団の適切な情報開示、また情報発信の観点から Web サイトを制作・公開しました。「子どもの未来助成事業」の公募や助成先の決定等、活動状況についても情報発信を行った他、CANPAN 等の外部サイトも活用し、財団の認知度向上や活動の告知に取り組みました。

9. 調査分析事業

寄付を検討する富裕層が関心を持つ社会課題に対して、実際に活動の現場を持つ NPO 等にもヒアリング調査・情報収集を実施しました。今期は主に助成プログラムの企画設計・実施に主眼を置いていましたが、今後かかるプロセスで得られた知

見は広く社会へ発信・還元し、広く様々な団体にとって役立つ情報プラットフォームとしての機能も持ち合わせることを企図しています。

1 0．テーマ型基金の設置検討

同一の社会課題に関心を持つ寄付者から広く寄付を募ることを念頭に、テーマ型基金の設置を検討しました。今期は、特定の寄付者の意向に沿ったオーダーメイド基金の設立が中心であり、テーマ型基金の設置までの具体化には至りませんでした。が、寄付文化醸成の観点からも、今後も継続して検討を行ってまいります。

1 1．Myriad USA を通じた財団への寄付の検討

今期は Myriad USA との連携について、具体的な進展はありませんでした。

1 2．受贈資産の拡大検討

寄付受入手法の多様化を図るため、非現金資産や遺贈の受け入れに向けた基盤作りを行いました。より具体的には、「議決権行使の方針」「非現金資産の取扱要領」「遺贈取扱要領」等の諸規程及び業務マニュアルを策定し、株式や不動産、遺贈寄付を受け入れるための体制を整備しました。また、含み益のある資産の受贈に際し、租税特別措置法第 40 条の規定に基づく譲渡所得等の非課税の特例を適用する際に必要となる基金の設置を内閣府へ申請し、承認を得ました。

Ⅱ．会議等に関する事項

当財団の活動として、以下を実施しました。

1．理事会 2025 年 6 月 17 日（対面会議）

出席者：理事 3 名、監事 1 名

決議事項：

第 1 号議案 第 1 期 2025 年 3 月期事業報告及び決算承認の件

第 2 号議案 「子どもの未来助成事業」寄附受け入れと基金設立の件

第 3 号議案 「子どもの未来助成事業」選考委員の選任の件

第 4 号議案 評議員会での決議の省略の件

第 5 号議案 評議員会での報告の省略の件

2. 評議員会 2025 年 6 月 27 日（決議省略の方法による）

決議事項：

第 1 号議案 第 1 期 2025 年 3 月期決算承認の件

報告事項：

第 1 号報告 第 1 期 2025 年 3 月期の事業報告の件

3. 理事会 2025 年 9 月 3 日（対面会議）

出席者：理事 3 名、監事 1 名

決議事項：

第 1 号議案 第 1 回「子どもの未来助成事業」助成先決定の件

第 2 号議案 会計監査人の設置の件

第 3 号議案 監事監査規程の制定の件

第 4 号議案 顧問の設置及び顧問選任の件

第 5 号議案 顧問規程の制定の件

第 6 号議案 寄附金（株式寄附）受け入れに関する方針策定の件

第 7 号議案 評議員会での決議の省略の件

報告事項：

第 1 号報告 理事長及び専務理事の業務執行状況の報告

第 2 号報告 資産運用方針に関する報告

第 3 号報告 内閣府による点検調査実施に関する報告

第 4 号報告 非営利組織の組織評価・認証制度への賛同に関する報告

第 5 号報告 広報活動に関する報告

4. 評議員会 2025 年 9 月 16 日（決議省略の方法による）

決議事項：

第 1 号議案 定款変更案の承認の件

第 2 号議案 役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規定の変更の件

第 3 号議案 会計監査人の選任の件

5. 理事会 2025 年 11 月 30 日（決議省略の方法による）

決議事項：

第 1 号議案 「子どもの未来助成事業」の助成内容変更の件

第 2 号議案 資産運用開始に伴う諸規則等制定の件

第 3 号議案 株式会社 SMBC 信託銀行との資産運用に関する信託契約締結の件

第 4 号議案 アンバサダー設置に伴う諸規程の制定及び改正の件

第 5 号議案 子どもの未来助成事業のアンバサダー選任の件

6. 理事会 2026 年 1 月 22 日（対面会議）

出席者：理事 3 名、監事 1 名

決議事項：

第 1 号議案 株式寄付の受入開始に伴う関連諸規則等の制定・改正

第 2 号議案 遺贈寄付の受入開始

第 3 号議案 寄附金等取扱規程の変更

第 4 号議案 2 号案件の寄付受入・2 号基金の設立

第 5 号議案 承認特例適用基金の申請とそれに伴う基金規程の新設

第 6 号議案 公益認定後未更新の規則・規定類の一括改定

報告事項：

第 1 号報告 1 号基金「子どもの未来助成事業」の状況報告

第 2 号報告 3 号案件の状況報告

第 3 号報告 2025 年度末の対応事項

7. 理事会 2026 年 2 月 28 日（決議省略の方法による）

決議事項：

第 1 号議案 承認特例適用基金（措置法 40 条）申請に係る基金規程の一部改定の件

8. 理事会 2026 年 3 月 27 日（対面会議）

出席者：理事 3 名、監事 1 名

決議事項：

第 1 号議案 第 3 期の事業計画および収支予算の承認の件

第2号議案 第3期の資産運用計画承認の件

第3号議案 「お世話や USHIBA 基金」の選考委員および委員長・副委員長の選任の件

第4号議案 非現金資産による生前寄付の受入開始の件

第5号議案 規程類変更の件

第6号議案 規程類制定の件

第7号議案 評議員会への提案（役員人事及び役員報酬規程の変更）の件

報告事項：

報告事項1 理事長及び専務理事の業務執行状況の報告

報告事項2 「お世話や USHIBA 基金」の募集開始にあたっての報告

報告事項3 3号案件の対応状況に関する報告

報告事項4 寄付資産の運用状況に関する報告

報告事項5 承認特例適用基金の設置・証明の認可取得に関する報告

報告事項6 2026年度のスケジュール・取組内容に関する報告

Ⅲ．対処すべき課題

該当事項ありません。

Ⅳ．その他法人の状況に関する重要な事項

該当事項ありません。

Ⅴ．法人の運営体制の充実を図るための取組

ガバナンス強化の一環として、現在の法人の規模では会計監査人の設置が不要ながら、今年度より会計監査人を設置しました。

また、助成金や経費等、外部への支払いには誤送金および不正防止のため、担当者がひとりで支払い手続きを完了できないフローとし、二重チェック体制を構築しています。

以上

公益財団法人 SMBC グループ財団

第 2 期 事業報告の附属明細書

(2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日まで)

記載事項がないため、記載を省略します。

以上